

【新型コロナウイルス対応】企業及び個人からの寄附を行った場合における税務処理の要点

ニュースフラッシュ
中国税務/ビジネスプロフェッショナルサービス
2020年2月
第4号

概要

新型コロナウイルスによる肺炎感染状況の緩和を支援するため、多くの非営利団体及び慈善団体は一致団結し、多数の企業及び個人は資金や物資を寄附し、困難を克服し、社会に貢献しています。

この非常事態に際し、PwCはクライアントが行った寄附行為をサポートした経験から、その寄附行為にかかる税務に係る処理及び注意事項をまとめ、企業及び個人が難関を乗り越えることを支援します。

詳細内容

一、国内で物資を購入し指定病院へ直接寄附

このほど、私どもはクライアントが医療物資の購入及び最も早く配送される物流サービスのアレンジをサポートし、当該医療物資を湖北省の複数の新型コロナウイルス指定病院へ寄附しました。当状況について、ご参考に資するよう留意点を以下の通りまとめました。

◆ 国内の寄附の企業所得税及び個人所得税の主な留意点:

1. 寄附ルート: 資質のある公益性社会組織を通して寄附しなかった場合、どのように損金算入するか?

条件を満たす公益性寄附について、企業及び個人の寄贈者は所得税の計算上損金算入を行うことができます。損金算入の前提は国内法に基づいて設立された或いは登記された、公益性寄附の損金算入が可能となる資格を有する公益性社会組織、または県級以上の人民政府及びその部門等の国家機関に対する寄附であることです。しかし、今回の感染状況の期間は、多くの企業及び個人は最前線の病院へ急遽必要な医療防護物資を寄附しました。これら寄附は損金算入の対象となりますか? 現行の政策において、一部地区の企業及び個人は条件を満たした公益性社会組織を経由して関連する医療機関に「指名寄附」を行った場合、所得税損金算入の政策を適用することができます。現在、既に一部の公益性社会組織は指名寄附の手続を簡略化しており、寄贈者は寄附物資を受贈医療機関へ直接送付し、その後で指名寄附の手続を行い、寄附証憑を取得します。

2. 寄附の損金算入限度額: 限度額はいくらか? 全額控除は可能か?

企業及び個人の所得税の損金算入限度額は、繰越などの面でそれぞれ異なる要求があり、企業所得税及び増値税では、「みなし販売」の処理対象となる可能性があります。詳細を下の表にまとめました。

	所得税		増値税及び付加税
	企業所得税	個人所得税	
寄附	<ul style="list-style-type: none"> • 損金算入 	<ul style="list-style-type: none"> • 損金算入 	関連しない。
物資の寄附(例としてマスク、医薬品、防護用品等物資)	<p>一般的に年度利益総額の12%を限度額として当期に控除する。</p> <p>超える部分は以後3年以内に繰り越して控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 物資の寄附、サービスの寄附は販売とみなす <p>一般的に市場価格又は公正価値によりみなし販売の売上高を認識し、対応する原価を認識及び市場価格を基準に寄附費用を認識する。</p>	<p>一般的に課税所得額の30%を控除限度額とする。</p> <p>異なる所得の間で振替控除が可能。¹</p> <p>限度額を超える未控除の部分は繰越せない。</p> <p>財税部門の認定した部分の社会組織及び民間団体などを経由した寄附、または特定の寄附(農村の義務教育等)は全額控除できる。</p>	市場価格または課税価格の構成の基づいて販売とみなす。
サービスの寄附(保険、輸送等)		関連しない。	サービスを無償で提供し、公益事業に使用する場合、販売とみなさない。

通常、公益性寄附は所得税の控除限度額の規定があり、企業は増値税の「みなし販売」処理に関わる可能性がありますが、SARS と闘い復興をサポートした経験より、私どもは財税部門が社会各業界からの公益性寄附を奨励するために、新型コロナウイルスが収束するまでの期間の寄附関連の支援政策を研究と考えます。

3. 証憑の要求:どのように損金算入の適用を受けるか?

企業或いは個人を問わず、公益性の寄附の損金算入の適用を受けるためには寄附受取伝票を取得する必要があります。これには2種類あります。1、財政部または省級財政部門が印刷し受贈者会社印が押印された公益的寄附の受取伝票、2、受贈者会社印が押印された「非税収入一般支払書」の収据聯。物資を寄附した場合、公益性社会組織は寄贈者が提供した物資公正価値の証明に基づいて受贈資産の価値を確認し寄附受取伝票を作成します。したがって、寄贈者が物資を購入時に發票を取得し、受贈公益慈善組織に提供するのは重要なステップです。

前述のクライアントは、今回は国内で仕入れた物資を直接医療機関へ寄附しました。私どもは当該クライアントをサポートし、関連する購入や署名受取などの原始伝票を収集し、積極的に公益組織と連絡を行い、クライアントが損金算入が可能となるように寄附証憑の追加発行を求めています。

二、国外で物資を購入し国内の慈善機関に対する寄附

私どものクライアントはグローバルネットワークを利用し、信頼性の高い海外の医療物資購入のための各種資源を積極的に結び付けて、海外から防護服を購入しました。国内企業の寄贈者として某国内慈善機関に寄附し、期間中は輸送を引き受けた航空会社と協力して、航空/物流業界の救済物資費用免除の運輸政策により、輸送費用の全額免除も実現しました。

全体を通して、PwC 税務部及び税関チームは専門的なサポートを提供し、困難な各種問題を迅速に解決し、クライアントをサポートして越境寄附ルートを作り上げました。

❖ 海外からの寄附に関する主な税関政策の留意点:

寄附物資の輸入について、財政部、税関総署及び税務総局は、2015年に「慈善寄附物資輸入税徴収免除の暫定弁法」(財政部、税関総署、国家税務総局公告[2015]102号、以下102号公告という)を共同で発表し、条件を満たした寄附の輸入は輸入関税、輸入段階の増値税の徴収免除を享受することができる旨規定しました。関連する条件は寄附物資の範囲、寄贈者の範囲、受贈者の資質、入国通関手続きの法令遵守などを含みます。2月1日、財政部、税関総署及び税務総局は、「新型コロナウイルス感染の肺炎病状の予防に係る輸入物資免税政策の公告」(財政部、税関総署、税務総局公告[2020]6号、以下6号公告という)を共同で発表し、さらに寄贈者にとって新型コロナウイルス感染の肺炎病状の予防

に係る寄附の輸入物資により優遇する輸入税政策を提供しました。このほか、税関総署はさらに便利で有効な通関措置を打ち出しました。

1. 物資の寄附は規定に合致するか？

寄附物資の範囲は、医療医薬品から、医療器械、生活必需品、食品及び飲料水等、病状の拡大防止に用いる試薬、消毒物品、防護用品、救急車、感染予防車、消毒用車、応急指揮車に拡大されました。現在、至急必要なコロナウイルス感染の予防物資は主に医療用マスク、防護服、医療用ゴーグル、医療用ゴム手袋など、全て含まれています。

2. 寄贈者の制限は？

寄贈者は国外の自然人、法人またはその他組織から、国内の関連政府部門、企業の事業単位、社会団体、個人及び訪中したまたは中国にいる外国人に拡大され、国外からまたは税関特殊管理区が輸入して直接寄附するもの、国内の加工貿易企業が寄附するものを含みます。

3. 受贈者の資質要求は？

受贈者の範囲は、政府部門(省部級以上)、赤十字社などの慈善組織から省級民政部門またはその指定する組織単位に拡大され、省級民政部門は指定する組織単位のリストを所在地の管轄税関及び省級税務部門に通知します。

4. 他国からの入国通関許可手続及び資料の要求は？

目下、全国各地の税関も新型コロナウイルス感染の肺炎病状を撃退するため最大の利便性を提供しており、先行登記の許可を実施し、事後に税額減免の再手続を行っています。その趣旨は新型コロナウイルスの病状予防の寄附物資の迅速な送達を十分に保障するためです。例を挙げると、寄附物資が河南鄭州に到達したものの、上海にて通関手続をする必要がある場合、具体的な順序は以下の通りです。

- 第1ステップ: 受贈者は寄贈者に対して「受贈者が国外慈善物資を受領した輸入証明」及び「寄附物資分配使用リスト」を作成する。
- 第2ステップ: 寄贈者は上記資料をもって上海税関通関の現地へ赴き登記許可手続を行う。
- 第3ステップ: 受贈者は事後にその所在地の税関(当該事例における鄭州税関)関税部門にて免税申請の確認手続を行う。

5. 受贈者の事後の免税申請に必要な資料

国内受贈者は事後の免税申請時に提出する必要がある資料は以下の通りです。

- 1) 国外寄附書類のスキャンファイル
- 2) パッキングリスト
- 3) 発票
- 4) 受贈者の受取証明

これらの資料のうち、クライアント企業は寄贈者として受贈者に上記1~3の資料を提供する必要があります。

ご注意いただきたいのは、6号公告の新政策は2020年1月1日より実施されるため、6号公告の免税政策における輸入物資に合致する場合、徴収済みのときは税額が還付される点です。寄附企業は2020年9月30日前に税関にて税額還付手続をすることができます。

クライアントの海外からの寄附をサポートした他、PwCは積極的に資金と物資の寄附を行いました。

私どもは海外からの寄附に多くの方々が協業して努力することが必要なことを身をもって知り、企業内部のグローバルネットワーク及び他部門の専門家との協力、外部の全業界のクライアントネットワーク及び信頼や提携はすべて、海外からの寄附の効率よく円滑な実現を保証する重要な要素であると認識しています。ここに、吉祥航空、徳邦物流及びPwCフィンランドメンバーファームのご協力に感謝申し上げます。

三、財税が航行を護衛し、困難に向かって突き進む

重要な時期において、財税政策は災害救助の重要な手段の一つです。現在、財税及び税関部門はすでに迅速に対応し、一連の支援政策を打ち出しました。また、各部門も企業の直面する困難や問題を積極的に理解し、関連する支援政策を継続的に制定しました。いくつかの地方税務部門も関連のガイダンスを発表し、企業が困難を乗り越えることをサポートしています。SARSの一連の財税支援政策を参考にしながらこの度の新型コロナウイルス感染の肺炎病状の特徴を加味し、

業界は以下の方面の関連政策の公布を期待し、各業界は共に感染症の状況に対処し、生産活動を正常な状態に回復させます。

● **公益性寄附のサポートに尽力**

条件を満たした資金及び物資の寄附について、企業所得税及び個人所得税の全額損金算入を行うことができます。新型コロナウイルスの指定医療機関に直接寄附を行った状況については、所得税の損金算入及び輸入税の税務政策の支援を考慮することができます。関連物資の寄附はみなし販売の増値税及び付加税の納付が免除されます。「輸入後に直接寄附」モデルを採用していることが明確な企業は免税の具体的なマニュアル詳細などが適用されます。

● **感染症予防の物資供給を全力で保障**

企業におかれては感染症の期間において自社用の感染症予防物資を輸入して従業員の健康状況を保障することをご提案します。輸入関税及び増値税の免税政策を公布し、企業の感染症予防費用を軽減しました。企業は従業員にマスクなどの感染予防用品を支給あるいはその他感染予防サポートを提供し、増値税を仕入税額に振り替えないことを許可します。従業員の取得する上記の感染予防福利は賃金給与として取り扱わず、個人所得税の課税所得を構成しません。企業は非常事態に際し、各種ルートを経由した感染予防物資の購入で適時にまたは合法的に購買の発票を取得できないときは、「特殊事情特殊手続」の支援措置が適用できます。

● **疾病感染が直撃する業界及び地区を支援**

卸売小売、宿泊飲食、文化旅游、物流輸送など疾病感染の影響が大きな業界及びその他適時に十分な職場復帰・操業再開ができない企業に税収減免、申告延期、納税延期の政策を提供しました。零細企業が普遍的に享受できる減税などの政策を実施しました。湖北省を含む被害が甚だしい地区に段階的な減免措置を提供しました。疾病感染期間中の操業停止については各資産損失の損金算入を認めます。疾病感染期間に賃料免除した不動産の不動産税を減免する等の施策も展開しています。

● **多角的に取り組み操業再開をサポート**

企業の社会保険料納付を猶予したうえで社会保険料率を段階的に引き下げます。春節期間中に感染予防用品の生産を続けた企業が支払う残業賃金について税務政策を考慮します。零細企業の貸付金プラットフォームに専門の特別税務サポートを提供します。非接触方式の税務手続サービスを全力を挙げて模索します。例えば、増値税電子専用発票等があげられます。

PwC も事態を注視し続け、企業の疾病感染期間において遭遇する税務手続きの問題や税務上の要求事項を広く収集し、財税部門に要望を伝え、税務政策が企業の窮地をサポートするようにします。

注釈

1. 最新公益慈善事業寄附個人所得税政策解釈、《中国税務/ビジネスニュースフラッシュ》2020 年第 2 号をご参照ください。



お問い合わせ

本稿の詳細及びご質問等は **PwC 税務及びビジネスコンサルティングチーム**までお問い合わせください。

吳家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

莊子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黃富成
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任穎麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

馬龍
+86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

聶清
+86 (21) 2323 2269
asta.nie@cn.pwc.com

傅瑾
+86 (21) 2323 2907
stella.fu@cn.pwc.com

PwC 税務及びビジネスコンサルティングチームは、中国大陸 23 都市、香港、マカオ、台湾及びシンガポールに事務所を構えています。当チームには約 3,750 名の税務専門家及び 200 名余りのパートナーを有し、クライアントのために全面的な税務コンサルティング及び申告サービスを提供しています。PwC の強大なグローバルネットワークを活かし、私どもの中国税務及びビジネスコンサルティングチームは現地のクライアントに対し税務及びビジネス上の課題解決、個別産業に特化したサポート、実用的かつ包括的なソリューションをご提供します。



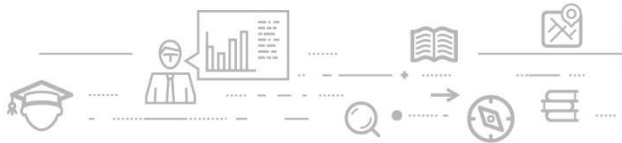
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- ・ “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>。



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwCクライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2020年2月4日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
+86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

【防疫应变】企业及个人捐赠涉税处理要点

新知
中国税务/商务专业服务
二零二零年二月
第四期

摘要

为驰援新型冠状病毒感染的肺炎疫情（以下简称“新冠疫情”），广大公益慈善组织汇聚力量，无数企业和个人捐款捐物，众志成城，贡献社会。

在此非常时期，普华永道以协助客户进行捐助的经历，汇总其中的涉税处理和注意要点，助力企业和个人一起共度难关。

详细内容

一、境内采购物资直接捐助指定医院

近日，我们协助客户采购并以最快的速度安排物流运输，将一批医疗物资捐赠至湖北省若干新冠疫情定点医院。针对该情形，我们总结以下关注点供参考。

❖ 境内捐助主要企业税和个人税关注点：

1. 捐赠渠道：未通过有资质的公益性社会组织捐赠，如何进行所得税税前扣除？

对于符合条件的公益性捐赠，企业和个人捐赠人可以进行所得税税前扣除。扣除的前提是通过境内依法设立或登记的、具有公益性捐赠税前扣除资格的公益性社会组织，或者县级以上人民政府及其部门等国家机关进行捐赠。但是本次疫情期间，大量企业和个人也直接向一线的医院捐赠了急需的医疗防护物资。这些捐赠是否可以税前扣除？现行政策下，部分地区的企业和个人如果通过符合条件的公益性社会组织向相关医疗机构进行“定向捐赠”，也可能适用所得税税前扣除政策。目前，已有部分公益性社会组织简化了定向捐赠流程，捐赠人可将捐献物资直接发往受捐医疗单位，之后再补办定向捐赠手续，获取捐赠凭证。

2. 捐赠的税前扣除限额：限额是多少？是否可以全额扣除？

企业和个人的所得税税前扣除在扣除限额、是否可以结转等方面有各自不同的要求，且在企业所得税和增值税方面，可能还会涉及“视同销售”的处理。详见下表归纳。



普华永道



	所得税		增值税及附加税
	企业所得税	个人所得税	
捐款	<ul style="list-style-type: none"> • 税前扣除 	税前扣除	不涉及
捐物资（如口罩、药品、防护用品等物资）	一般以年度利润总额 12%为扣除限额，当期扣除； 超过的部分，准予结转以后 3 年扣除 <ul style="list-style-type: none"> • 捐物资、捐服务视同销售 一般以市场价格或公允价值确认视同销售收入，相应确认成本及按市场价格确认捐赠费用	一般以应纳税所得额 30%为扣除限额； 不同所得项目间可以转移扣除 ¹ ； 超限未扣除部分不能结转； 通过财税部门认定的部分社会组织和群众团体等进行捐赠，或特定目的捐赠（如农村义务教育等）可以 全额扣除	按市场价格或组成计税价格视同销售
捐服务（如保险、运输等）		不涉及	无偿提供服务但用于公益事业的，不视同销售

虽然通常公益性捐赠有企业所得税限额扣除的规定，企业还可能涉及增值税“视同销售”处理，但借鉴此前抗击非典疫情、支持灾后重建时的经验，我们也预期财税部门正积极研究疫情期间捐赠相关的支持政策，鼓励社会各界的公益捐赠。

3. 凭证要求：如何享受税前扣除？

无论企业还是个人，要享受公益性捐赠税前扣除，均须取得捐赠票据，包括两种：一种是财政部或省级财政部门印制并加盖受赠单位印章的公益性捐赠票据，另一种是加盖受赠单位印章的《非税收入一般缴款书》收据联。对于捐赠物资的，公益性社会组织还需要依据捐赠方提供的捐赠物资公允价值的证明，确认受赠资产价值并开具捐赠票据。因此，捐赠方采购物资取得发票并且提供给受赠公益慈善组织也是重要环节。

上述客户此次境内采购的物资直接捐赠给了医疗机构，我们正在协助客户收集整理相关采购、签收等原始凭证，积极联系公益组织，寻求补开捐赠凭证，以便客户适用税前扣除。

三、境外采购物资捐助给境内慈善机构

我们的一个客户依托其全球网络，积极整合境外可靠的医疗物资采购资源，从境外采购了一批防护服，以境内企业作为捐赠方捐助给某境内慈善机构，期间与其承运航司通力合作，根据航空/物流业的救灾物资免费运输政策，实现了运费全免。

在整个流程中，普华永道税务部及海关组提供了专业支持，快速解决各项难点，帮助客户打通了跨境捐赠渠道。

❖ 跨境捐助主要海关政策关注点：

对于进口捐赠物资，财政部、海关总署和税务总局曾于 2015 年联合发布过《慈善捐赠物资免征进口税收暂行办法》（财政部、海关总署、国家税务总局公告[2015]102 号，以下简称 102 号公告），规定符合条件的捐赠进口可以享受免征进口关税、进口环节增值税。相关条件包括捐赠物资范围、捐赠人范围、受赠人资质、入境清关手续合规等。2 月 1 日，财政部、海关总署和税务总局联合发布了《关于防控新型冠状病毒感染的肺炎疫情进口物资免税政策的公告》（财政部、海关总署、税务总局公告[2020]6 号，以下简称 6 号公告），进一步为捐赠人针对防控新冠疫情捐赠的进口物资提供了更加优惠的进口税收政策。此外，海关总署还出台了更加便利有效的通关措施。

1. 捐赠物资是否符合规定？

捐赠物资范围，从医疗药品、医疗器械、生活必需品、食品及饮用水等，扩大到用于疫情防控的试剂、消毒物品、防护用品、救护车、防疫车、消毒用车、应急指挥车。当前急需的疫情防控物资主要包括医用口罩、防护服、护目镜、医用橡胶手套等，都涵盖在内。

2. 捐赠人有什么限制？

捐赠人从境外的自然人、法人或者其他组织，扩大到：国内有关政府部门、企事业单位、社会团体、个人以及来华或在华的外国公民，从境外或海关特殊监管区域进口并直接捐赠，境内加工贸易企业捐赠。

3. 受赠人有什么资质要求？

受赠人范围，从政府部门（省部级以上）、红十字会等慈善组织扩大到省级民政部门或其指定的单位，省级民政部门会将指定的单位名单函告所在地直属海关及省级税务部门。

4. 异地入境清关放行手续和材料要求？

目前，全国各个海关也为抗击疫情给予了极大的便利，实行先行登记放行，事后再办理减免税手续，旨在充分保障防疫捐赠物资能及时送达。举例来说，如果捐赠物资到河南郑州，但需要上海清关，具体的步骤为：

- 第一步：受赠人向捐赠人出具《受赠人接受境外慈善物资进口证明》及《捐赠物资分配使用清单》；
- 第二步：捐赠人凭上述材料至上海海关通关现场办理登记放行手续；
- 第三步：受赠人事后至其所在地海关（如本例中的郑州海关）关税部门办理免税审核确认手续。

5. 受赠人后续免税申报需要的材料

境内受赠人后续进行免税申报时需要提供的资料包括：

- 1) 境外捐赠函扫描件
- 2) 装箱单
- 3) 发票
- 4) 受赠人接收证明

其中，我们的客户企业作为捐赠人需要向受赠人提供上述第 1 至第 3 项资料。

值得注意的是，由于 6 号公告新政从 2020 年 1 月 1 日实施，因此，对于符合 6 号公告免税政策下的进口物资，已征收的应免税款将予以退还。捐赠企业可在 2020 年 9 月 30 日前向海关办理退税手续。

除了协助客户实现跨境捐赠之外，普华永道也在积极捐款捐物。我们切身体会到跨境捐赠需要多方的共同努力，企业内部的全球网络和多部门专业协同、外部的全行业客户网络和信任合作，都是保证高效顺利实现跨境捐赠的重要因素。在此特别感谢吉祥航空、德邦物流以及普华永道芬兰成员给我们的帮助。

三、财税护航，迎难而上

在关键时刻，财税政策是助力抗灾救难的重要手段之一。目前，财税和海关部门已经及时响应，出台了一系列支持政策。同时，各部门也在积极了解企业存在的困难、继续制定相关扶持政策，而一些地方税务部门也出台了相关指引，帮助企业渡过难关。参考抗击非典时的一系列财税支持政策，结合此次新冠疫情的特征，业界期待着从以下方面出台相关政策，助力各界共抗疫情，恢复生产。

• 着力支持公益捐赠

对符合条件的捐赠资金和物资，允许企业所得税和个人所得税全额税前扣除；对直接向新冠定点医疗机构进行捐赠的情况，可以考虑给予所得税税前扣除和进口税收政策方面的支持；捐赠相关物资免于按视同销售缴纳增值税及附加税费；明确企业采用“进口并直接捐赠”模式适用免税的具体操作细节等。

• 全力保障防疫物资供应

建议在疫情期间就企业进口自用防疫物资保障职工健康安全的情况，出台进口关税和增值税免税政策，降低企业的防疫成本；企业为员工发放口罩等防护用品或提供其他防护支持，允许增值税不做进项转出；员工取得的上述防护福利不计入工资薪金缴纳个人所得税；企业在非常时期通过各种渠道采购防疫物资无法及时或合规取得采购发票的，提供“特事特办”支持措施。

• 扶持疫情冲击行业和地区共度难关

为批发零售、住宿餐饮、文化旅游、物流运输等受疫情影响较大的行业和其他未能及时充分复工复产的企业提供税收减免、延期申报、延期纳税政策；落实好小微企业普惠性减税等政策；为包括湖北在内的受灾严重地区提供阶段性税收减免；允许疫情期间停产造成的各项财产损失税前扣除；为疫情期间提供免租期的房产减免房产税等。

- 多管齐下支持恢复生产

在延缓企业社保缴费基数上考虑继续阶段性降低社保费率；对春节期间坚持生产防护用品的企业支付的加班工资考虑给予税收支持政策；对小微企业贷款平台给予专项税收支持；大力探索非接触式的办税服务，例如增值税电子专用发票等。

普华永道也将继续对事态保持关注，并收集广大企业在疫情期间遇到的税务操作困难和税务诉求，向财税部门传递呼声，让税政助企业渡过难关。

注释

1. 最新公益慈善事业捐赠个税政策解读，请见《中国税务/商务新知》2020年第2期。



与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

吴家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

庄子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黄富成
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任颖麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

马龙
+86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

聂清
+86 (21) 2323 2269
asta.nie@cn.pwc.com

傅瑾
+86 (21) 2323 2907
stella.fu@cn.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 23 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人，为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络，我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>。



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2020年2月4日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话：+86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com